広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	一四世紀前半バレンシア= アラゴン王国境界における村落共同体 と流通回路 : ビリャエルモーサとプエルトミンガルボ②
Author(s)	足立,孝
Citation	史学研究 , 311 : 19 - 47
Issue Date	2022-03-25
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055719
Right	
Relation	



ャエルモーサ住人

3

な共通点がある。

プエルトミンガルボにおける財貨取引とビ

几 **[世紀前半バレンシア = アラゴン王国境界における村落共同体と流通回路**

――ビリャエルモーサとプエルトミンガルボ②

足立

孝

だが、両者のあいだにはみすごすことのできない次のよう

いだの相違点である。
拙著・拙稿の所見にもとづくものである。まずは、両者のあルトミンガルボについては、筆者がこれまでにものしてきたルトミンガルボという互いに隣接する二つの村落の相違点と共トミンガルボという なおまかに整理しておこう。なお、プエルーミンガルボという互いに隣接する二つの村落の相違点と共

明らかになるであろう。

明らかになるであろう。
明らかになるであろう。
明らかになるであろう。

ラゴン王国(プエルトミンガルボ)。異なる王国。バレンシア王国(ビリャエルモーサ)とア

4

ている。 二名の誓約人の運営するコンセホの事実上の自治を享受しられて、いずれも(毎年改選される)フスティシアおよびられて、いずれも(毎年改選される)フスティシアおよび、同一の村落共同体編成。すなわち、同一のフエロに支え

サ)とサラゴーサ司教領(プエルトミンガルボ、一三一八② 異なる領主。アレノス家の俗人貴族領(ビリャエルモー

年よりサラゴーサ大司教領)。

⑤ 同一の貨幣種ならびに度量衡。こちらは③④とは逆に、

貨であり、 か、 貨をもつアラゴン王国 プエ アのそれに準じていることによるものである(なお、 で用いられる金銭の額面は特記しないかぎりすべてレアル レアル ルトミンガルボが、(一一世紀後半以来) あらゆる財の取引に用いられる度量衡もまたバレンシ 貨が日常的に流通する圏域に属しているば 同じく財の容量・重量単位もバレンシアの にありながら、 バ レンシア王 伝統 玉 0) 内容 か 固 'n 有 力

にそくしたものである)。

なっている (一リブラ=一〇〇ソリドゥスの計算)。 その合計を一〇〇で割った数値が各住人の財産のリブラ額と れの財産の直上に具体的な査定額がソリドゥスで表示され 各住人の財産の内容が事細かに列挙されると同時に、 番である(全二三葉、二九○×二二○ミリの紙製)。そこには de manifestación)が伝来する。そのうち年 ている(第二〇葉裏~二一葉)。ここでひとまず、総合計(suma 九四・五リブラ、平均五・六リブラ)といった具合に列挙され に財産をもつ者の名前と財産査定額が、それぞれリナレスの トミンガル れていてもっとも早期のものは、一三八九年のコンセホ一〇 かに、一四世紀末から一連の住人財産査定・申告記録 (合計三リブラ) ならびにモスケルエラの一七 (合計 裏 プエルトミンガルボには、 ボ住人 (vezinos) の登録数は二二三 (第)であ すなわち他村落の住 ŋ つい でエ 豊富な公証 レ 人でありながら同 デ 代が明確に付さ 1 (herederos 人登記 プエル それぞ 簿 <u>_</u> のほ 地

まれ

ル

トミンガルボの一三五八年の会計記録によれ

○年後、

プエ

同年のペ

登録数・財産査定合計額ともにバレンシア王国に帰属するビ もかく、 二〇三ソリドゥス二デナリウスが加算される計算であ が、同じくリブラあたり四デナリウスであれば、 ある(平均一五リブラ)。第二三葉では、プエルトミンガ 村落が明記されておらず、 メ・ビダルと折半している。ここには、 の徴収・ セグーラは、 ルトミンガルボの誓約人エシメノ・サンポルおよびフアン リャエルモーサ住人の方がはるかに多かったことになる。 教領)およびモスケルエラ(テルエルの属域村落)に比べて、 のうち、 モーサのエレデロ納税総 ス一〇デナリウスが計算上の税額となっている。ビリ たりの税額を四デナリウスとして、しめて二八八四 ラ総額八六五四・五リブラがあらためて掲げられ、 ボ住人と、リナレスおよびモスケルエラのエレデロとの 途列挙されていて、そのリブラ額合計は六○九・五リブラで 葉裏~二二 universal)八六五四・五リブラが表示される。 ところが、さかのぼること四○年、一三四七年八 たかはそもそも定かではない。それから一 納付業務を、 アラゴン王国に帰属するリナレス(サラゴーサ大司 いずれもプエルトミンガルボに隣接する以上三村落 一葉裏には、 同地住人とエレデロとが負担する同年のペチ 公証人ドミンゴ・ ビリャエルモーサのエレデロ 額についてはなにも書かれてい ビリャエルモー エフル エレデロ ・サの だが、 エレ ベ お . の 月、 よび 四 帰 リブラあ デロが含 ソリド さらに ヤエ 属する プエ ない ij ハイ 7 ル ゥ ブ ル

0

チャ 当し、 チャ プラナス・フェレー フスティシアや誓約人を輩出・ 含まれていなかったようであ 徴収したのはモスケルエラおよびリナレスのエレデロ タが別途担当するというかたちである。 エフルベ、 ロ・サンチェス、 0 ペチ 徴収 となっていて、 エレデロのペチャのみを誓約人 ヤ徴収人 靴工ドミンゴ・ビダル)が同地住人を分担して担 納付業務が次のように行われ $\widehat{\sim}$ どうやらビリャエルモ 公証人フアン・サンス、 ル、ドミンゴ・ポマ、 口 ・エスピルス・メ 歴 任した有力住人からなる八 ハの一・ フアン・モレータが ってい ベルナット・ ーサ 7 人フアン・ 公証人ドミンゴ る。 Ó エ すなわち、 フアン・ V モレー デ ポ 0) 口 は ペ

•

えるべ う うことであろうか。 尻目に、 なれば、 くなかっ トミンガルボのペ な空隙に、 にそれ 社会的 三五八年から一三八九年まで、 きであ それとも、 ブエ たとす ビリャエル までにない財産をもつにいたったということであ ビリャエルモーサの住人はプエルトミン かつ経済的 ろうか。 ルトミン ħ ば、 チャの課税対象にはなってい 財産そのものは従来からあ リナレ モー むろん、もともと課税対象になるほど多 ガル け これらの な関係の濃度とその n サ住人はまさしくこの空隙、 だども、 ボとの スやモスケルエ 想定は互い 以上 関係を大幅に強 約三〇 0 所見を ーラの 、に対立)年に 推 いったが、 移を測 なかっ 指 およぶ 住人の後退 しな 化 る ガ したと考 すなわ たと プエ 0) ル 時 は ボ 間 ع ル ろ 村 的

> それをもってはじめて同地と濃密な関係をもったの ちうるようになったの 接するプエルトミンガルボで残る二 になったと考えなくてはならない。この点で、領主は ら)いかほどの財産をもちえたかということである。 がそれぞれプエル よるものであったかが問わ 帰属する王国さえ異なるビリャエル むしろ逆に、 濃密な関係があったからこそ、それ トミンガルボに は、 ħ いかなる社会的 なくてはならな $\widehat{\sim}$ 村落にもまして財 モーサの住人が、 チ ャ負担を甘受しなが • 経済的 W のであ な関係 おろか、 北に隣 では 定をも が な

リヤ 簿から、 年以 ラの ゲスとともに毛織物 カンポス ルモーサ住人は数えるほどしかいない。 書式にそくしていえば金銭の借主)として登場する 必要はあるものの、 純な数量や帰属する村落の記述の有無)を差し引い 大きく変化するのがみてとれる。 一三一〇年代を画期として、 面 手はじめに、 寡婦 前 来継続的な伝来をみるプエル エ ル で取り結ばれた財の取引に当事者として参 アステル モンクル 同世紀前半をつうじてプエ モ (文字どおりの金銭借入二)、 1 サ 冒頭で述べたとおり一 住人を拾 ガ(ペロ・トマスおよびギリ ス 一)、ベルナット・ (小麦二)、 三一〇年代までは、 い出してみよう。 ビリャエルモーサ住 もちろん史料的 口 トミン ル 四 トミン シレ ド すなわち、ド ダ ガ 世 ビ ミンゴ・ 紀初 財 ル 1 ガ ボ の売 すると、 サ 1) Ĺ ル 頭 0) ボ 公証 ム 主 な 人 (プエ の立 加 制 および カンデー ビリャエ て考える 0) === 証 L 公証 ド ただビ ほぼ /登記 単 が 人 五.

ささか危険である。

それはあくまでも、

それら三村落

の住

て同 う財の取引に、 ビリャエルモーサ住人がプエルトミンガルボの公証人を介し ンゴ・カンポス(いずれもカンポス姓を冠することからして フアン・デ・カンポスから金銭を借り入れている前述 それらは、同時期のプエルトミンガルボ住人の売主と同様に、 およびドミンゴ・モンクルスは二件で小麦を売却しているが と共同で行われたものである。また、ベルナット・シレー(ss) エ プエルトミンガルボの住人ならざる居住者かそれこそエレデ 両人は親族であろうか)に小麦を売却しており、この場合は アン・ドミンゴ・デ・モンソン(一三一二~一三年に五四 (一三一五~一六年に一七件) ならびにカンタビエハ住人フ の住人、すなわちモスケルエラ住人ドミンゴ・ナバ いずれも不在のまま大量の小麦の集中的な買付を図った村外 の毛織物買付を集中的に行なった不在の買主ムレーリャ住 金銭借入一) ブラスコ・ルルベス(金銭および小麦の混合弁済 ミンガ 一三一一~一五年に四〇件、うち一三一二~一三年に三七件 一三一五~一六年に一八件)に対してそれぞれ行われてい であったかもしれない。いずれにせよ、ごくわずかなビリャ ルナット・アンドレウに対して、 ルモーサ住人が、 他方、ブラスコ・ルルベスは、プエルトミンガルボ住 0 ルボ住人フアン・モンタニェスとともに毛織物 住人に小麦を売却していることになる。 がそれである。 その手を借りながら参画しているといったと プエルトミンガルボ住人が村外住人と行 これらのうち、毛織物の売却は プエルトミンガルボ住人 もちろん 0) | ロ デドミ リヤ 件 人

能性

が高

口

自身と同じくメスキータ姓をもつプエルトミンガルボ住人ペ

は不明ながらもともと双方のメスキータ家は同根であった可

実際、のちの一三三○年代には、大ドミンゴ・

・メスキータからも小麦を購入しており、具体的

なところ

り、前者と問題のドミンゴ・メスキータとが司ーでち⁽⁸⁾ エルトミンガルボ住人がしばしば買主として登場する

前者と問題のドミンゴ・メスキータとが同一であ

った確

メスキータとその子である小ドミンゴ・メスキータというプ

証はないものの、

同時期の

(ビリャエルモーサ公証

る。この場合、一部のビリャエルモーサ住人が、その件数こ(ダ) 年初頭にかけて五件の小麦買付を行ったドミンゴ・メスキー そ劣れども前述のモスケルエラ住人やカンタビエハ住人と同 引件数が大きくはねあがる。 差なく、一○人をわずかに超えるばかりであるが、こちらは タもこの範疇に含められるかもしれない。だが、 いうことになる。 小麦の集積を図る典型的な村外住人として立ち回ってい じように、(おそらく相対的に安価な)プエルトミンガ ベルトラン・アセンシオの後見人フアン・アセンシオは、 オの寡婦メンガ、その子ベルトラン・アセンシオ、さらに孫 ころであろうか 一三一二年から一三一六年にかけて、 一部の住人が複数 からそれぞれ一一、六、三件でもっぱら小麦を買い 人数という点では買主 その意味では、一三一八年末から一三一九 の取引を行っているので、一人あたりの取 (証書の書式では金銭 なかでもベルトラン・アセンシ プエルトミンガルボ住 の貨 たと バルボ も大

めて、 うやや匿 ると、およそ不在のまま小麦の大量買付を図る村外住人と てはまらない 両村落にまたが 現れる) 少なくとも同 |名性を帯びた買主の いのであ 0 ていたと想定することは許され 根とおぼ ゖ 像は、 住 しい家系成員 人べ ここにはかならずしもあ 0 ネッ よう。 1 とな ・クが 11

ビリ

ヤ

エ

ル

Ŧ

ī

ル

ト・メスキー

タをも含

ティ に三 四 公証 輩出するまでになったことになる。 継続的に小麦を購入するなかで、みずからが帰属する村落そ ム・ノウとともに同 ており、 タントに小麦を購入している。 の子アルバ 一三二〇年には三件、一三二二年に四件、 ル 件、 モー 年に現れるが、 がビリャエルモーサ住人であったのは一三一○年代まで ン・エステバンの子アル のを変えてしまい、 一三二〇年代には一転、プエルトミンガルボ! の点で興 一三二〇年代にいたるまでプエルトミンガルボ 登 サ住人である。 一三三四年五月には(少なくとも子の 一三一六年に四件(一件ではアルバロ・エステバ ビリ 口 味 では、 ・エステバン)、一三一九年一 ヤ 深 エ ː地の誓約人に任命されているのである。 ·五月には(少なくとも子の代で)ギリェ ル 0) 同人とプ 同 が、 モ 果ては移 ーサ 彼は一三一二年に二件、 0) ア 人名ながら父親 住 バ ル ところが、 ル ロ・エ 人が、 バ 住先のコンセ トミンガルボ住人になり 口 なお、 • 、プエル ステバ エス 、一三二五年に ビリ ヘテバ 彼(または同 ンが一三三七~ 0) トミン 異 ŕ ホ 件、 ンなるビ なる 一三一三年 0) 住人とな エ 誓約 ル ガ でコンス さらに 故 モ ル Ī ボ ij 一件 名 お ル # で 0 ン ヤ

> る最 とおぼしい家系成員が両村落にまたがって分布することに な財、 おせ そうである。 たる要因の一つであ た同名異人とは、 なかでも小 それ 麦の ゆえ、 買 さか ったわけであ 付 が、 の エ ル ぼればこれまた同根とみ 姓 トミンガル 名が 同 で少なくとも同 ボにおけ Ź てよさ

それがただちに故地とのつながりを断ち切っ びとが同地に居を移すばかり うにプエルトミンガル である。これはもちろん、 ⁽¹⁶⁾ として登場するばかりとなり、 ドミン はない。 傾向があっ トナーシップ契約)を行うほ 四件で家畜 モーサ住人の立ち位置が大きく変わる。 ボの公証人 (それゆえしばしばプエルトミンガルボ住: ルモーサ住人は、小麦を筆頭にみずからの 一人ナダル・ギリェ (牛・羊・山羊) の年限つき用 前述のように一三二〇年代以降、 口 たことにも一 0 (牛・騾馬・駄馬・ 面 スは、 一前で取 三三〇年に牡牛三 ムに売却した(サンチョ プエ ボで小麦の買付を積 いり結ば 因 ル 前 「があるように思 トミン か、 述の かにほとんどみられなくなる れた契約に もはや買主としては、 羊)の購入ならびに アル 益権 同 ガル 頭をプ 地 0) バロ・エステバ 0 ボに居り すなわち、 住 購入(家畜 お プ エ わ 人に転じてしまう 人と共同で) 生産物を売却する 極的に行 け てしまうわ ル エ n ź 住 . る。 トミン ル 口 ビ 1 とは ビリ 崩 Ŧī. IJ ミン なっ スの ンのよ 一件で家 ガ ヤ わ 7ルボ 工 ガ 子 1 か エ ル ル

エ

をつとめたのはまさしくアル

バ

口

•

エステバンであ

ó

Puerto)

ビリ

ヤ

エ

ルモーサ住

人であるが、

その

保証

住

討してみる必要があろう。がそれ自体なにに由来するものであるかを、多少なりとも検なれば、文字どおりの移住とは関係なく、以上のような変化

うち、 がら、 件で、 バ ル三件、その兄弟ギリェム・サンポル二件、以下それぞれ一ダ・エシメーネス・デ・アシン一四件、ベルナット・サンポ 工 ラミーレス・デ・ルナ(おそらく一三三二年 占められる。 みてみよう。 組みでも、一貫して財の主力をなす小麦の 買主がいかなる人びとであるかが問題となる。 わけてもサンポル家の出身者によるものとなっている。 を代表する有力家族、 スティシア法廷記 人登記簿が伝来することによるところが大きい ティシアまたは誓約人を歴任した同地の有力家族 同 のものがおよそみられない。 ?ほぼ半数と突出しているのは、その財産規模もさることな フルベ (共同) といったところである。 .地のアルカイデ まず、ビリャエルモーサ住人が売主の場 司祭アントン・ポマ、ベルトベレンゲール・ソルソーナ、 買主はほぼすべてがプエルトミンガルボ住 ぼ同 すなわち、 もはやこの段階では、 人の 債権 (同地城塞 録」六一番)。 ソルソー = 購買にかかわる証書群 アル 一三二〇~四〇年代で二九件の ベルト・ カイデであった騎士サンチョ の保有者)の家族成員 ナ家、 残る半数は、 前述のような村外住 前述のアル ガスクおよびフアン ポマ家、 アル 取引を例にとっ 合、 死没) まさしく この (分類上は「フ からなる公証 カイデの バロ・エス 取引に応じた エフルベ の出身者で や、)時間 の寡婦 しかも フス 寡 的 人そ テ ١

に権 チョ・ ある。 不在 この問題は一三三八年になってもなお解決をみておらず、 各人に役職が付されてい を連ねている(フアン・デ・カサ、ペロ・セラーノ、 際に、フスティシア、誓約人、または代表団の一人として名 ス)である(括弧内は各人の配分)。これらビリャエペレグリーノ(一カイース)、ベルト・モリーノス(三 パスクアル・セラーノ(九ファネーガ=一・五カイース)、ペ ンゴ・カンポス(二カイース)、フアン・サンス 主の大半は要するに、 き人びとの一員としてそれぞれ現れ スが誓約 月一五日にサンチョ・ドゥエルタに金銭の支払いと引き換え ゴ・アラウ、エステバン・フスト。集合的に表現され ンセホがバロニア領主ゴンサルボ・ディアスの叔 サ住人のうち、ペロ・セラーノは同年三月一五日、 カイース)、ペロ・マルティン (二カイース)、マルティン・ 口 天の祝日 ・セラーノ(一カイース)、アントン・マルティン(二・五 以上のうちもっとも興味深いのは、 利 のまま一 売主は以下のビリャエルモーサ住人、すなわ ドゥエルタ・デ・アレノスへのオマージュを拒 0 放棄を求 0 納品をとりつけた一三三一年四月二〇日 ペロ・セラーノおよびドミンゴ・カンポ 七カイー めたコンセホ成 -スもの・ コンセ . ないのでいずれかは不明である)。 小 ホ要職を歴任するビリャ 麦を一 質の ってい 挙に ギリ なかに、 る 6 購入し、 Í ここに現 ム・サ (四カイース)、 フアン・ (三カイ ち、 聖母 [´]ンポ 同 の取引 父サン スが ていて ドミン 否した ル 地 エル る売 Ŧ ドミ Ì コ が

モーサの有力住人なのである。

となると、プエルトミン

リヤ ボ する有 0 有 ル 力 艻 モ 住 住 1 人にみずからの サ 人さえもが 住人には ?含まれ 小麦を売却 般住人はおろか、 ていたことになる して換金 コ を図 ン セ ホを主 つ た ピ

n

る。彼は一三四一年にはの有力住人となるアルバ フル けでなく、 六○○ソリドゥスの嫁資を受けとっている。こ エ (parientes) 頭に五人の子を遺してすでに死没しているが、 ットもまた、 うことか フルベ家はといえば、 ルトらと、 ねるコンセホ 選択肢 ベ お、 彼は一三四一年には、 ているなかでは、 戚 が 月 | 関係が ビリャエ 同じく一三三八年三月一五日の権 三旦、 の 一 隣接するプエル と呼 一三二五年に、 みずから n つに含め 両 v 0) んで、 ルモー みずからの友人 (amigos) 一村落にまたがって濃密かつ複雑 の財産分割にかかわる協定を結んでい コレド 前 ることに 0 V サ ロ・エステバンに小麦を売却 1 一三三九年七月一九日、 住 述 i かにビリャエル 卜 妻ベレンゲー 財 の 人ド (執行 ミンガル 0 エフルベ家のドミンゴ 換金 まさしくプエル ミンゴ・シモンの 13 吏 か 0) なる ため ボ ・ラと、 0) 0) 躊 市 モー ミゲル・ 利放棄要求に名を 場 \$ ゖ 1 自 のように、 当該家族 同名の子を筆 0 ・ミンガ 動 フアン・ 0) にはりめ な 前 L 娘を娶り、 デ・ 育 有 か 0 7 お 力住· 0 を 市 , ル ミラ 窺 そ は エ び 族 司 ボ

うの サンポル、 買主をもっ 売主には、 を立てて不在のまま買い付けるというかたちであっ を、近隣のモスケルエラ(ドミンゴ・ベルナット)、 であるが、 年以降、 はないか。 揮する、 属する隣接村落 モレー ル)、エフルベ家 ラ・プラーナ(ペロ・フォルネル)の住人がしばし (ドミンゴ・デボンおよびペロ・トラン)、カステリ 定に若干の 三三〇年代半ばからそうした構図は一変する。 ミンゴ・ た数ある隣接村落 サン は、 プエルトミン ント タ家 まさしくそれが、 ポル)、 継続的にみられるようになる ほかにもまして有望な換金 同地の・ ぱら同 少なくともその ラサ それがも ギリェム・サンポル、 疑問を抱 (フアン・ では ポ <u>П</u> (ドミンゴ・エフルベ、ナバ エフルベ ガル 地 有 マ 力家族、 なく、 0) かせるには十 じのうち エフル っとも顕著に表れ バボに の 有力家族、 モレー 成 その有力住 家 初 あえてプ の選 おける羊毛 員が事 ベ サンポル家 頭には、 (公証 . タ) 沢肢 ポ サンポル家 -分で、 フアン・サンポ 実 の成員 市 工 マ家 人ド の一つであ Ŧ. るの 同 0) 場とみなされ 人がいまや主 ル あ 取 独 .地で生産され は一三三〇 トミン 引 ミンゴ・ (ドミンゴ・サンポ 占するよう が含まれる。 F が、 0 1 所見は 同 ロ・エ 羊毛 ガ ó 0) たとする ル、 ル 4 ル フルベ)、 车 取 ナット た。実際、 ば代理人 彐 た ボ 導 フルベ、 Ī んからで た羊毛 代 引であ エシメ 主 ポ ij を発 向 か ヤ か

る。

前

だが、

主

定ビ

IJ

エ

モ

サ

0

有

力

人が含ま

n

司

者にとって後者は、

親

戚

姻

戚関係が相互には

りめぐらさ

ル

ビ

スパ

ル

ル

デリ かり

ス、 アラゴ

モ スケル ン南

工 0

ラ、 リナレス、

シア北 カステ

が

エ

ル

トミン ヤ

ガ ル

ñ

ボの 1

有力住人ば

かか

りとなれば

売主には、

同

地ば バ

か、 ナレ

部

くのである。 部 リャエル 北問わず近隣 居住するプエルトミンガルボを、一三四〇年代をつうじて南 ンシア間 エ ・ノス、トーレス・トー ルトミン の (それゆえ、 !の羊毛商業の一端を掌握すると同時に、 モーサの住人が名を連ねるようになるのである。 ガ ル 帯で生産される羊毛の集散地に変貌させてゆ ボの有力住人はそれゆえ、 より南 労の) ・レス、 ショドス、そしてもちろん スカイナ、 コルテス・デ アラゴン= みずからが ア レ ビ

毛 買付を行うい は彼の所有するマス paga)七〇ソリドゥスが当座で彼に支払われている。 量 で、ガルシア・アスナールに売却している。 れ重量アローバあたり二〇ソリドゥスと一九ソリドゥスと ポルに、羊毛三〇 二五日 エ 一二月六日、アパリシオ・カンタビエハは、 あらためて検討しなくてはならない(三例)。一三 をプエルトミンガルボ住人の買主に売却する具体的な事例を (ルトミンガルボに自弁で納品することとなっている。 ガルシア・ が 以上をふまえて、 (lana) と、その一歳仔の剪断分 (aninyo) しめて六〇〇ソリドゥスで売却している。 不明なので当然明記されないが、手付 わば アス 彐 アロ 共同事業者である。 ナール ビリ シバスは、 (孤住型多角的経営地) 1 バを、 ŕ はしばしばドミンゴ・ エ ル アロ バレンシア市民フアン・サン モ ーサ ーバあたり二〇ソリドゥ ついで一三四七年六月 住 人がみずから で行 代価総額は総重 一三〇頭分の羊 とを、 彼には当座 ポ 金 マと共同 い、即日プ (senyal e それっ 一四三年 0 羊毛

他

ビリャエルモーサ住人が買主の場合はどうか。

前述

前述の る前述のマスで履行されることになっている。以上のスで、納品日はきたる聖ヨハネの祝日、納品は剪断の リェムは、 が、次の例をみるかぎり、 当該マスは同村域 リャールのマスで剪断・ 年 手付金五○○ソリドゥスが支払われており、 ことがみてとれるようである。 にまたがる地 住人によって編成された、アラゴン南部とバレンシア北部と 肢 あ して小麦の購入におよんでいたことを重ね合わせよう。 ンガルボの有力住人のなかでもサンポル家の成員がやや突出 の剪断分とを、それぞれアローバあたり二〇ソリドゥスと エシメノ・サンポルに、 0 家が集めた羊毛のバレンシア側窓口を担当した人物とおぼ なっているフアン・サンポルはバレンシア市民となっている ンソ・ピコンは一三三七年のビリャエルモーサ誓約人であり、 八ソリドゥスとで売却している。手付金は四〇〇 たりからは、 ・の聖ヨハネの祝日、 のうちの一 最後に同年九月三〇日、ペロ・ドデンおよびフアン・ギ 小麦取引で、アルカイデの寡婦を除けば、 不在のファン・サンポルと契約の場に立ち会った 域 つではなく、 一部のビリャエルモーサ住人が、 ヴェルの 内に所在したものであろう。ここで買主と ロレンソ・ピコンない 羊五○○頭分の羊毛と、その一 納品するよう規定されてい 本来はサンポル家の出身者で、 財 いまやプエ 0 流 通 !回路に深く依存していた ルトミン 納品は i ガル ペロ 数あ プエルトミ / る。 Î2 ボ の行われ ソリ きたる る選択 0 カステ この 育力 同 ゥ

0)

は、

その大半が家畜となっ

いる。

じつは、

その売主

は

Ł

11

のように、

彼らが

プエ

ル

トミンガ

ル

ボから調

達しようとした

ぱら、 山羊、 件の もな取引 益権を五〜六年間 こともあって、 成した一三三三~三 0 ル しもそれ いだでチ 制約によりや 知られる。 ルである。 モー 年 ル おいにいそしんでいる。 益 ティ 用益 限 権 プエ つきで、 の売却を数えるのみとなるのである(一三三四 サ の売却一二件 ンは司祭 および牝山羊の に限定されるわけではなく、 相 ĺ 住 1 牝羊の ル 人となると、 手はプエルトミンガルボ住人である 彼はそれと並 彼には、 ズや羊毛を折半する用益パートナー 駄馬 、や時間 トミンガルボの司 羊 用 ナーシップ)と、 同 0) 0 年限 .時期に三一件もの小麦を購入し 7 益 売却三件、 山羊 年限つきで売却、 一四年の その ルティン・ 権の売却 が飛ぶが、 (牡牛の売却三件、 つき用益 一行して、 とたんに家畜、 用益 債 儿 (ganado もちろん、 公証· 権 = 年 は山 五月一 残る九件は牡 カ 購買を内容とする 祭マ 人登記簿 の売却各一 パートナーシッ とくにみずからの 三四七年には同じく一二件 ス 羊・牝牛 同時期には家畜 lanar テリャ ル 六日、 その とくにそれがビ いずれ ティ 残る九件は牝牛、 わ e (八番) 件、 間、 · シ け cabrio) アンド 件、 羊二 ても ル 0) るが、 から、 財 シッ 用益者との 力 件、 または て 年 でもその 証 ス レ 二八頭 プ契約 家畜 書 、テリ 四 限 伝来する いる かならず ス・ 史料 六年 リヤ 牝牛 Ò 群 0 年に À そ ŕ を集 0 0) 牝 エ お あ 用 七 0 0 が

n

その ため、 になり りそうである で取引におよんだのは、 産をあてこんだ、 定されないのであって、 連の用益パートナーシップ契約の対象はかならずしも羊に 生産される羊毛とチー わずかに羊毛の るのである。 て、ことにおよんだと考えたくなるところである。 **る**® 仔 そうでなくとも、 つつあったプエルトミン のあたりをみるか となれば、 0) 売却をめざしたものにすぎなかったことに 用 牝山羊 益権 ズの二分の をレ 自前 あくまでもみず ビリヤ それどころか、 や牝牛の例がむしろ大半を占 **^ぎり、** アル 0 ・エル 市 貨 ガル 前述 場でもっ 一を取得する契約 允 モー Ŧī. ボ 0) ソリド 市 ゖ からの消 おそらく乳 ように羊毛 場 ぱら 住 人が買 0) 動 乳 スで購入し、 向 費に 製 だが、 をみすえ を 0) 集散 0) め 立 てる 7 生 地 14

ろう。 サの住人は、 年代からおおよそ次のようなものに転じたといっ からの生 人によ 権 ガ た契約にお つ 以上から、 ル 0 ボ すなわち、 取得を志向する 産物 市 る。 7 应 同 からわ プエ けるビ プエ の換金を志向し、 〇年代に 地 第一に、 ル ル が ず 地 トミン IJ 1 ミン のみであ かに家畜 ビ Ť にはそう 域 IJ エ ガル 有力住· Ť ル ガ ヴ モ エ ル プエ ボ ŋ ル 1 ボ 0 た ル 調 モ 市 人すら含むビリャ サ 0 傾向 場に ī 0) ル 公証 達、 住 それは乳製品や羊毛を当 ゖ 羊 人 トミン K しかも 住 の立 毛 お 人 V 人は、 e V 0 っそう拍 ガ ても 場 面 がは、 年限 ル 前 散 Ē ボ つ で 地 ょ 0 エ 取 エ と き ル 車 ら ル ŋ 化 であ が 1 力 か す ず ば

益 ン か

ことになるであろう。 同地を核とする地域レヴェルの流通回路に深く依存していた得という方向で、プエルトミンガルボの有力住人が編成した、えられる。したがって、ビリャエルモーサはとくに貨幣の取えられる。したがって、ビリャエルモーサはとくに貨幣の取えられる。

リャエルモーサ住人四 ビリャエルモーサにおける財貨取引とビ

さて、わたしたちはいよいよ、プエルトミンガルボの文書をいう限られた時間的枠組みながら、その大半が同地のコ年という限られた時間的枠組みながら、その大半が同地のコ年という限られた時間的枠組みながら、その大半が同地のコ年という限られた時間的枠組みながら、その大半が同地のコ年というであるに仕人にかかわる証書群からなっている。とれたしたちはいよいよ、プエルトミンガルボの文書さて、わたしたちはいよいよ、プエルトミンガルボの文書さて、わたしたちはいよいよ、プエルトミンガルボの文書がしているがに住人にかかわる証書群からなっている。

の立場からみてやや卓越した地位を許されたらしい。前述のに帰せられる。なかでもビリャエルモーサの公証人は、領主バロニアにおける公証人の任命権は、その領主アレノス家

る。これはそれ自体、アレノスのバロニアとはいうものの、^(g) エルモーサ公証人アルナルド・アレグレが証書を作成してい señoría) との肩書を帯びている。同年八月二一日に発給さ かったことを端的にものがたるものである。 その重心がかならずしもプエブラ・デ・アレノスに限られな ダと結婚し、バロニア全体を継承したおりにも、やはりビリャ ん同人であった。また、一三一八年四月八日、ゴンサルボ・ (3) Gonzalbo Ximénez, señor de Arenoso, por toda su tierra y 年八月八日、プエブラ・デ・アレノスの改定フエロ ディアスの父ペロ・ホルダンがマルケーサ・ロペス・デ・ラー れたビリャエルモーサの改定フエロを作成したのも、もちろ Villaformosa, e por autoridad del noble senyor don て、ビリャエルモーサの公証人」(notario público de ゴンサルボ・エシメーネスの権威により、その全所領にわたっ ロ・マルティネスである。彼は、「貴族にしてアレノス領主 ているが、それを作成したのは、ビリャエルモーサ公証人ペ ように、バロニア領主ゴンサルボ・エシメーネスは一三一七 を発給

ている。 ラ・ に、 Villafermosa e de todo el rio de Millares)であった。 メー を意味しな あって、 rio de Millares)「アレノス、ビリャエルモーサ、 その任をつとめたミゲル・サンチェス・デ・ソスは、「ビリ ルス川 あったということである。また、バロニアが、 となれば、 (rector de las ecclesias de Villafermosa, de Arenoso e del ているが、 つその保護を享受して、 ロニア領主がそれと引き換えに、王権の過度の介入を免れ 本拠 川 Ť 一人の手になるものといえども、 家 ル モー アレノス、 政 ネスはビリャエルモーサを襲撃、 九一年にみずからの相続権を案じたゴンサルボ・エシ デ・アレノスではなく、あくまでもビリャ Ŕ 流域 地 それをもってはじめて同地に市場が開設され モーサ以外の村落 サ、アレノス、ミリャルス川流域の全教会の管理人」 わたしたちの公証人登記簿でいえば、 対外 はビリャエルモーサであった。 その際に、教会管理人ペロ・ロペスを人質にとっ 0) なおのことである。 の(俗人) 教会管理人(rector 当該公証人登記簿には、ビリャエルモー 的な紛争はもちろん、 ビリャマレーファ、 それがウニオン反乱の渦中で賦与され 教 管理 その活性を図ろうとしたの (プエブラ・デ・アレノスを筆頭 人」 (rector だが、 あるいはだからこそ、 ルディエンテ、 バ 城塞・ウィラを占有 むしろ重 ロニアに帰属する de Arenoso 前述の de las iglesias 所在するミリ 主要なの 一三四一年に エルモーサで スカイナ、 ミリャ がプエブ ように、 サ は 7 たこと e Ó de バ ル 0 る

> ら、 (terça) の納付証明書がその最たる例である。収録されていアルハマがおそらく毎月領主に納付をしいられた「三分の一」 とくにムデハル 付時にそのつど該当月分の「三分の一」と明記されることか モーサの公証人が作成したものに限られるからであって、 るのは年間一~二点であるが、それはおそらくビリャ トレチー かかわる証書が多少なりとも含まれる。 毎月の負担をしいられたものと考えられる。 エスパディーリャ、 のアル ハマが所在するシラット、 ۱ ا ガ、 なかでもシラット エル ١ モンタン、 i モ ル

との てほぼ には、 「アラゴンのフエロにそくして」(segunt fuero とくに金銭貸借では、指定期日までに弁済が果たせない場合、 さらに弁済手段 なわち、 である。 が通例であり、 延滞金ないしは文字どおりの罰金 あくまでも貨幣に指定する純粋な金銭貸借が五 ら小麦でライ麦や大麦はほぼなし。小麦の納品と貨幣の弁済 の根強さがみてとれる。 0) 当該公証人登記簿の時間的枠組みをなす一三三七~ 例 混合五件含む)、 現れない。 外を除き、 財貨取引にかかわる所見が次のとおり検出 多分にもれず小麦が九一件と突出していて(もっぱ すなわ このあたりにも前述のとおりアラゴンの ち、 (あるいはその一部)を特定の財ではなく、 その プエ 家畜が九件、 \equiv 唯 ルトミン 四 の事例というのも次のようなも 事前にいっておくと、 年四 ガ ルボ 月 (pena) 羊毛二件、 住人は契約当 四日、 が設定されるの 毛 件である。 され 应 す 年

口

リャエルモーサの公証人の面前でそうすることはほとんどな 転じているのである。それゆえ、前章で検討したようにビリャ 売却したおりにはプエルトミンガルボ住人であったが 住人ベルト・コリオおよびパスクアル・コリオと共同で前述 ア・デル・プエルトは、その人名に冠せられた地名からもみ ソリドゥスをたしかに受け取ったとする領収証である。また、 ち、バロニア領主ゴンサルボ・ディアスから、 らびに一三四八年に二度にわたって)プエルトミンガ かったという見通しをさしあたり掲げておくことができそう 前で契約を取り結んでいるが、 工 の寡婦トダ・エシメーネス・デ・アシンに小麦二カイースを てとれるように、一三三四年四月二五日にビリャエルモー スカントから小麦一カイースを購入したドミンゴ・ガルシ 人フアン・サンスが受領することになっていたという一六〇 メーネス・デ・アシンに負った負債一二〇〇ソリドゥスのう セホがプエルトミンガルボの元アルカイデの寡婦 フスティシアを歴任したフアン・サンスが、アレノ 一三三八年の取引の段階ではすでにビリャエルモーサ住人に 一三三八年二月一五日、ビリャエルモーサ住人フアン・アラ ルモーサ住人はしばしばプエルトミンガルボの公証 プエルトミンガルボ住 同寡婦の トダ・エシ スのコン 人がビ 人の の保証 ル ボ 丽 + 0

に四カイースをそれぞれ売却している。プエルトミンガビゲスカは一三三八年一一月二日にみずからの母セビー バーロに売却している。 うことになる)。また、ロレンソ・アスナール、 (!!) うち一カイース分の代金三二ソリドゥスをエステバンが事前 と共同でプエルトミンガルボ住人ベルト・ガスクおよびフア ら一〇九ソリドゥスの金銭借入、一三三四年五月三日、 共同で二カイース、同年五月一日に妻セビーリャ 一〇カイース(領主の盾持ちサンチョ・ロペス・デ・リエル は一三三八年三月一六日に九名の共同売主の一人として小麦 で小麦三カイースを、不在のリナレス住人フォルトゥ ノ、パスクアル・セラーノは一三三七年一〇月二六日、 に受けとっている(エステバンが一カイースの納品責任を負 ン・エフルベに小麦四 ステバン・ビゲスカが同郷 ビゲスカ親子が、前述の司祭マルティン・カステリャールか では、一三三三年二月二八~二九日、ペロおよびエステバ ドミンゴ・ラモン・デ・セーリャに売却、その子エステバ ステバン・ビゲスカとともに三カイースをいずれも同 小麦九ファネーガ、一三三八年三月一八日にペロ・ボラスと ある。たとえば、ペロ・ビゲスカは一三三七年四月二二日に 畜の調達に限定されるというのもやはり先に述べたとおり [カイースの売却、 彼らのうち、 の人マルティン・カステリャー ロレンソ・アスナー プエルトミンガルボ 同五月二〇日には、 ぉ ロ・セラー よび子エ .地住 子エ ij ン・ t

または借主の立場で登場する。

買主として登場する場

たプエルトミンガルボの公証人登記簿においてもやはり売

ている。かたやペロ・ヒラー・:ペーソに小麦五カイースの納品と三〇ソリドゥスのシー・シー・カー・カー・ファイン いえば、 はい 共同売主であり、 前述 にエステバン・バリェスとともに小麦二カ リナレス住人フォルトゥン・ナバーロ)、同年一二月一 (*) 0 住人の一人であったことも前述のとおりである ポルに一七カイースもの小麦を売却したビリャ 二〇日に八人共同でプエルトミンガルボ住 月一一日にはその子ドミンゴ・ロレンソが 二五日にはやはり司祭マルティン・カステリャー ラモン・デ・ ノとパスクア モン・デ・セー 一三三四年七月一〇日に(サンチョ・アスナールとともに ハリェス、ベルト・エの事例はこのほかにタ 以上の の司 いずれも 同年 頭の用役権をそれぞれ ように 祭マルティ 前章で検討したように、いずれも一三三一年四 四月六日に単独で小麦三カイース 買主)。 リャ[®] セーリャ)を、それぞれ売却している(括弧内 ル・セラー かにも、 両村落で売主となったビリャエルモー とくに前者がコンセホ要職を ン・カステリャールから牡牛一 他 同年一一月一日にまたもやペロ・セラー 方、 リーノス゛ペロ・ボラス、ディ (B) アンドレス・デ・マルティン、 ノと共同で小麦三カイース 彼はプエルトミン 購入する一 方^{[8} イー ?サン 人ギリ \equiv (ドミン ス エル チョ 歴 ガ セラーノ 弁済を約束 (ドミン Ĺ ル 任 四 ル 頭(1) 4 . П モ 年一一 から牝山 ボ (不在 ゴ サ住 た有 1 ペロ では 八月 サン ゖ ĺ V 九 • 人 Ħ 0 月 ン Н ラ 0

いうことである。

がな ず、プエル 体、 ら、 者は一三八九年のプエルトミンガル したビリャエルモーサ住人は、みずからの村落では も、ここで重要なのはむしろ次の点である。 プエルトミンガル でビリャエル ビリャエルモーサだけでなく(みずからの いささかも不思議なことでは 増大する貨幣 もちろん、これらのうちル トミンガル モー ボでも自前 需 サのエレデロ ボにお 要に差し の生 いても小麦の換金を志 迫ら ないかもしれな 産物の売却におよぶこと自 のなかに含ま ń ボ エ 一ダ姓 7 住人財産 v やコリオ たのでは す なわ 査 財 ñ 定 産 向 飽 姓 な をもつ) たき足ら けるほ け 申 そう

録

ぶ事例がまったくみられないのだから、 くみられない。 められていて、少なくともプエル かが当然問題になる。 あったか、それゆえ彼らがいかなる内 ち対価となる貨幣を事前に支払った買主は 三二〇年代以降、 が多少なりとも異なっていたと考えなくてはならな 付ける ビリャエル となれば、ビリャエ プエ サン ポル ル トミンガル のようにビリャエルモーサ住人からも小 モーサ 前 よると近隣 述の プエルトミンガル ボ住人とでは、 買主はほぼ ルモーサで小 ようにビリ で完結する彼らと、 帯 0 トミンガ ビリャエルモー 麦を買 小 小麦買付 ボ ヤ 容の 麦の集積を図 この点で、その で小 エ ル ル 契約を取 V 13 麦の買 ボ 付けた、 七 かなる人びとで 前 の 住 1 動 述 人は サ サ 残その 付に 0) 住 ŋ ろうとす 住 すなわ にまった 人で占 お IJ エ 引 ょ は

ノ[®]デ ・:

ベ

ルト・

コリオ、

ドミンゴ・ビダル……と枚挙にいとま

カンポス、アパリシオ・ルエダ、マルティン・カステリャ(®)

バ

Ŧ

リー

7

11

ム・ が

る

物=貨幣混合型 弧内に掲げた各人の取引件数には、 厳密に区 を組み合わせた混合型の納品 緊密に結びついていて、なかには小麦の納品と貨幣の弁済と でも少数派である純粋な貨幣の 事前払い=貨幣の貸付と小麦の納品=現物弁済)と、 もあるので、 の三者に限定される。 アルナウ・マグロン(六件)、ラモン・デ・プラーダス たリナレ かには、 よびメノー モン・デ・ 定期間継続的に複数回の取引におよんだのは、 別し 、ス住人フォルトゥン・ナバーロ(一八件)、 例外的に村外からつねに不在の状態で取引を展開 セーリャなる同名の父子(それぞれマジョー ル)がとにかく突出していて(六一件)、 契約当事者相互の動機という意味では、 ないほうがよさそうである。それゆえ、 0 取引、 彼らの活動では、小麦の買付 さらには純粋な貨幣の貸付もあえて =弁済方法が設定されている例 が貸付 小麦の買付に加えて、 (貨幣による弁済 ドミンゴ 公証 この 上. (六件) (代価の 両者を あくま とが が括 i . 現 ほ お ラ

が支払われ、 貸し付けたのを皮切りに、 エ 月にかけて一一件にわたり同郷の住人から小麦を買い付けて ドミンゴ・ラモンが一三三七年四月六日に五〇ソリドゥスを しての活発な活動には、 る(合計 ルモー ドミンゴ・ラモン・デ サ価格カイースあたり三四ソリドゥスで事前に代価 同年八月の聖母被昇天の祝日の価格で納品= 四 カイース)。 おお • 大ドミンゴ・ラモンが セーリャ父子による買主=貸主と そこでは、 いに目をみはるものがある。 証書作成日 同 年 のビリ 应 · 五 小 現 ヤ

組み込んでいる。

の間、 ソリド び小麦一カイースの混合型弁済。合計四一・五カイース)。そ にわたって行われている(うち一件では三〇ソリド 格にそくして現物を納品するという内容の小麦取引 翌年五月までに、きたる(一三三八年の) 聖霊降臨祭 を貸し付けると(いずれも弁済期日は貸主判断)、九月から 年九月八日に五〇ソリドゥス、 物弁済というかたちがとられている。 ており、 工 ルモーサ価格で代価支払い、八月の聖母被昇天の 父子は一二月六日に互い ゥスを元手とする共同事業(companya)を立ち上げ それを契機に、 父子共同で翌年にかけてますます活 同一 の資金を持ち寄って八二〇〇 日に一 〇〇ソリド 祝 の ゥスおよ が二六件 ビリ 日 . ウ 5 価 t ス

発に小麦取引を展開するようになっているのである

小ドミンゴ・ラモンは三月一五日、

まさにそうした活

いる。それは要するに、 誓約人に次ぐコンセホの主要成員の一人として、領主 までも域内市場に供するものであったと考えなくてはならな 需要を充足させる一方、 父子の共同事業が、集積した小麦の村外持ち出しを図るもの 給こそがコンセホ要職 的な買付が共同体の利益に反していないどころか、それにか サンチョ・ドゥエルタに、 展開するただなかにありながら、 であったはずはない。 なうものとみなされたことのあかしである。 となれば、それは、 歴任者の責務とみなされるなかでは、 その結果として集積した小麦をあく 彼が父と共同で展開する小麦の 同地に対する権利の放棄を迫 フスティシアおよび二人の 隣人の喫緊 安定的な食糧供 の貨幣 集中 叔父 って

ついでおそらく父が

0

しれない。

れている。ロドリモスケルエラ住人 よってひとたび底をついた現金が即座に入用になっ 測することははば うえにその使途は不明であるから、 六月二〇 が五月末~六月 Ĕ 父子い 隣人ロドリーゴ・エステバンとともに、 ij 初 人 かられるが、 ペロ・ヒル ずれかは不明ながら、 頭であることをふまえると、 ゴ・エステバンと共同 から三○○ソリドゥスを借 移 動祝祭日である聖霊降 おいそれとその ドミンゴ・ !で借り入れ 代価支払 た 動機を推 (不在 ラモンは Ė 0 臨 か り入 11 b に る

ル)。一三三九年 踏襲されている 小麦買 7 ち貨幣貸付一件。 支払い、 計一二件)。このときも一三三九年の聖霊降臨祭価 ゴ・ラモンは、 向 で続く(一一 アおよびよき人びとの けた買付 なる波は、一三三八年一 一三三九年には、 セホが イ 付 ア 聖母被昇天の祝日の 0 小ドミンゴ・ 所見 ス が開始されるが、 の代理・ 月六日および あくまでもみずからの はい 一三四〇年の三月末~ 合計一九・五カイー つ 人とし らい ラモンは 一五カ やは 面前に赴い みられなくなる。 て、 り例によって一○月から翌年 六日 ○月から開始され、 一二月初旬で終了し 価格で小麦の イース二ファネー ビリヤ 同 年一一 の いている。 は り キマレー 貨幣貸与二 ス () 領主と認 四月に遺言状を作成 月三 以後、 納品という形式 じつは 彼 ファ 旦 め は 件 ガ三クアル じまた、 る 前述 彼らによる 翌年 (九件、 を 0 格で ゴンサ 大ドミン フ つのよう み、 ス ティ 翌年 代 月 う ル 13 夕 が 価 ま

うことはできな

11

羊飼 えば、 出そうとしたのであろうか。 で購入したくらいである 場を維持したことは疑いない。この サのコンセホ要職 せよ、彼は父との共同事業が途絶えたの の徴収権を一定期間貸与されていたのであろうか。 で、本来ならば同地のコンセホその 財産からあがる初穂納入にしては Arenoso) いはプエルトミンガル (vos al dicho concello deviedes っさい 剪断分とを、 「アレ いドミンゴ・ 知られない 穂納入の一 レノス 五. ○ソリドゥスを支払ってい それぞれ 0) 初穂納入ゆえに同 エシメノ の一席を占める有力家族の一員とし ので、 件の前日に、 ボ 0 一九ソリ (手付金は三〇 から、 有力住人のように羊毛取 残念ながらこれ とはいえ、 por 羊四〇 ドゥスと一七 隣人ミゲル・アンド v r raçon c 間、 É ささか高額に思 コンセ のに帰属する ちも、 その)頭分の 彼が行った取 ンソリ 以上その ホに de la primicia ビリャ 彼 後 ĸ 羊毛 0 が ソリド 負 ゥ ス[®]。 ゥ 同 彼 ハって 们に 足 エ 初 わ の取引 41 地 ずれ ゥ レ 引とい ての立 ル れ W ´スと スの を追 Ŧ は 'n る 1 关 0

売却した三名の売主のうちにビリャ 異なる。 ドミンゴ・ 住人フォ 人であり、 月七日 彼らの次に に共同で プエ ル ラモン・デ・ トゥン・ナバ つねに不在のまま契約を結 継続 ル でベ ミシ 的 ル な小 ナッ ガ 1 ル セーリャ父子とはその立場が 麦の買付を展 1 ボ 口である。 公証 サ ンポ 人登 エ 記簿 んでい 彼はそもそもご ルに小麦二カ 開 ル モー では、 た 、る点 0) サ が 住 人 7 村 1] ラ 1 大きく ナ オ レ 住 ス

月五日、

レノ

スの

コン

セホ代理人サン

チ

 \exists

7

ル

力

ラ

はペチャ負担者の もプエルトミンガルボと同じくサラゴーサ大司教領であり ることは、彼にとって想像以上に容易であったにちがい ほどであるから、 前述のように遅くとも一四世紀中葉のプエルトミンガル まったくないともいいきれないのであるが。ただ、 控えたほうがよさそうである。 トゥン・ナバ は人的に経由すれば、 1 同一 口 がいるが、 が、 プエルトミンガルボをそれこそ物理的あ なかにリナレス住人のエレデロが含まれ 人物ともその係累とも想定する ビリャエルモーサ住人にアクセスす けっしてめずらしくな むろん、いずれかの リナレ 可 Ō い名前 能性 は差 な ボ る で ス が

その

動は、

一三三七年一〇月~一三三八年三月と

買い付けた(代価=貸付の弁済手段となった)小麦の総量 るので、 翌一三三九年の納品分 とってい 代価支払い、 れぞれ五〇または一〇〇ソリドゥスで、 の弁済)がそれぞれ第一期に四件、 付は全体で一三件であるが、うち現物=貨幣混合型の弁済が 麦の買付は例によって聖霊降臨祭のビリャエルモー 三三八年一○~一二月との二期に大きく分かたれるが、 |件含まれる一方、小麦の買付と並行して貨幣の貸付 全体としては一八件を数えることになる。この間でかそれぞれ第一期に四件、第二期に一件行われて カイース四・五ファネー るので、 聖母被昇天の祝日の価格で納品というかたちを それぞれ一三三八年の納品分(七件) (六件) ということになる。 ガである。 弁済期日は貸主判断 貨幣の貸付は 小麦の買 -サ価 貨幣 脳格で は 小

て、

全体で五五〇ソリドゥスにのぼる。

これは現

み

11 V 品 物 にも小麦は聖霊降臨祭に代価支払い、 契約では小麦一カイースと一○○ソリドゥス、いずれ ドロ、ベルナット・デスプラス、 ティネスとの契約では小麦○・五カイースと一○○ 〇月 =貨幣混合型の弁済 貨幣は貸主の望む期日に弁済することとなって 同年一一月二日のミゲル・デスプラスと妻マリ 四 日 のベルト・ の場合にも同様であり、 モリー ノスとその ブラスコ・ディウベ 聖母被昇天の 義母マリ ァ・ ソ ア ij 日に納 スとの 0 湯合 八 イ ゥ ル

時並 事後の現物または貨幣の弁済というように、 理由がない。 られないから、ドミンゴ・ラモン・デ・セーリャ父子の ら、 にみずからの活動 る。むろん、 機会が奪われたか、 れたか、 格が変動してあえて同地で小麦を買い付けるメリット 1, ることをあらためてふまえると、ビリャエル 類 う弁済手段の違 ればどうか。 彼 コンセホ当局による規制の対象となって活動を継続する その後を知ることはかなわない。 の活動 0 行的に行うその b あるいは小麦の村外流出 のであったように思われる。 ば だが、 彼には同地との親戚・姻戚関係もおよそみとめ 一三三八年一二月初頭を最後に途 前述のように、 が共同体の利益 活 小麦の買付と貨幣の貸付とをほとんど同 0 いずれにしても正確なところは ほかに実質的に区別することが 動 は、 事前 ビリャエルモーサ は 0 にかなうかを考慮に入れる 免 代価支払い=貨 売主= 彼がリナレス住人であ れなかっ 現物か貨幣かと 借主の立場から モーサ たであ 絶えてしま の売主が、 、幣貸付 Ó 不明であ ろうか が失わ できな いよう

工

くなるのはなぜかというものである。

ブエ プエル れば、 こと、そうでなければ貨幣そのものを借り入れること、 是とする共 彼らにとって問題だったのは、 に売ることも、 かということである るにとにもかくにも貨 ルトミン 自前 ١ ミン 度重 同 0 ガ ガ 体 小 麦を、 たいして相違はなかったということになる。 の利益に反してでも自前 ルボ価格で域 なっていたことを思い起こそう。 ル ボ 市場で売主となったビリャ 幣を調達することにあっ ビリャエ 外のプエルトミンガルボ たとえ食糧の安定的な供給 ル モ 1 ゖ 0 価 生産 格で売ることも たのではな 物を換金する エ 彼ら ル モ からす 0 1 要す 住 サ 住

知ら 者による という典型 臨祭価格で代価支払い・聖母 と減って、 一三三七年一一月~一三三八年一月に、 ファネー か L 以上の二 た事例 れるば けて小麦の購入三件、 デ・プラーダスであるが、 取 から かりである。 「M) 引 ガ 的な契約をわずか もはや比較しようがないほどであ 者に次ぐの が 行ったのみである。(『)な契約をわずか五件 順 みられなくなった一三 心に検討 が公証 わたしたちは取 してきたので、 貨幣の貸付二件を行って 被昇天の祝日の価格 人アルナウ その取引件数はいず (小麦総量 後者は、 四 どうしてもこれらの 一三三八年の 年、一 総数がもっとも もは マ 五五五 グ る。 \bigcirc や以上 口 で小麦納 いるの 力 れもぐっ ンとラ 前 イー るのが月 聖霊降 者 の三 は ス モ

> が全体 かぶ問 枠組みのなかで、 て解釈したほうがよさそうである。その 活動を基 デ・ 三三九年の年末までに集中し、 セーリャ いは、そうした取引が、一三三七年~四二 からみてい 一準に全体をみとおすのでは 父子やリナレ かに異例であったかという点から しばしば一三三七~三八 ス住人フォ それ なく、 以 ルトゥン・ナ 際、 降は途端に むしろ 年、 真っ 長くみ 年 彼 先 いみら Œ バ Ó 1 時 思 Ć ため 蕳 活 口 的 浮 0

リド 担する集 則によりみずから を称えて、 ための負債六○○○ソリドゥスを同 ネスが抵当化したビリャエルモーサとバロニアとを償還する 増大である。 定額にもとづき負担割り当てを決定した、 ワや」 (per solidum et libram, por sueldo y por libra) ている。これらは ールモー 最大の要因の一つとおぼしいのが、 ゥスと宿泊 人ド 団的 サ改定フエロでは、当 以後、 サ 前述のように、 課租 税二〇〇ソリドゥスを負担するのみ ル 毎年 ゴ 住 ボ・ いずれも、 である。 人の財産を査定し、 フス 聖ミカ ディアスは、 テロおよび ところが、 エ コンセホ 一三一七年八月二一 蒔 ル 0) 0) 領主ゴンサ 祝 (その が H 地が もちろん エ 貨幣に換算さ ス 「ソリドゥ 現場 三三九年三 村落その テバ ペ 肩代わり チャー〇〇〇ソ ル 領主 ン ボ・ 日 フ 在 と規定し スとリ したこと 工 0 賦 シメ ス 0) ビ 0) が IJ 租 か 原 ブ ヤ 0

うばかり

が

通例である。

だから、

[者を除る

く買主はそもそも一件、

多くて二件 前述のドミン

0 け

小麦購入を行

ゴ

ラモン

共同体が支払うべきペ

、チャ

0)

四二〇〇ソリ

ドゥ 同

(aquellos

「きたる九月の

聖ミカエル

の祝日に、

コ

ン

セ

ホ

引

件

数

0

少

なさに目が

止まるはずであ

Ž

ń

ども、

地

H

quatro mil CC sueldos de pecha que nos por el concello e universidat de Vila Fermosa a mi pagar e dar devedes en la primera fiesta de sant Miguel del mes setienbre)のうち「一一〇〇ソリドゥスを受けとったというのである。

ははば とを想起するとわかりやすい。プエルトミンガルボのペチャボのペチャ徴収見込み総額が六七九四ソリドゥスであったこ ある。 では、 はコンセホ収入になるのではなく、 はいわばコンセホ税であり、それ自体は領主賦課租ではなく、 高額であったかは、一三四七年八月一 人口比も総リブラ額の比も不明なのでおいそれと比較するの とになる。 ス六デナリウスなので、 ス二デナリウスで、 記録にしたがえば、 0 あくまでもコンセホの自立的な財政の基礎をなすコンセホそ ホがそれを分割 付すべきペチャ額が単純にほぼ四倍に急増していて、 する恩賞という性格を色濃く帯びているにしても、 ものの年間 収 三一七年の改定フエロ 一村落が領主に納付すべき賦課租としてこれ ビリャエルモーサによる奉仕 入の八 から ビリ れるが、 ()%以上 収入の中核 ヤエル で納付することをよぎなくされているわ 単純にプエルトミンガルボ ペチャ徴収見込み額が六○七五ソリド コンセホ年間総収入が七三 モ を占める額面 1 年間総収入の八〇%以上に達するこ である。 ゖ の領主賦 0) プ 一三五六年のコンセホ会計 工 そのまま領主に収奪され ルトミンガ 、課租規定が、 の六二・四% (領主負債の弁済) 日のプエルトミンガ iv のコン 一四〇ソリドゥ が、 文言 ボに対する がいかに こちら ・セホ年 コンセ ・まや納 0 がけで に対 いうえ ゥ ル

> それを大幅に上回るコンセホ収入を確保しなくてはならな かったはずであ は別に、 は ることになっているのである。 コンセホの あるいはリブラあたりの単位税額を高値に設定して 自立 的 かつ安定的な運営を行うために、 となれば、 ビリャエ ル モ Ĭ #

解放するようにとの国王命令を下している。 ビリャ チョ・ なる金銭を委託している。 との直接的な因果関係はみとめられ 妻シビラ・ビリャノー を城塞ビリャマレーファに派遣し、 は一三三七年一二月六~ 段階では実際に支払われることはなかったようである。 の「権利保護の証書」(una carta de guarda) 取得 ラ・アスッド、フアン・ナバーロ、ミゲル・ル ミンゴ・ビダル、ロドリーゴ・カポーネス、ロドリーゴ・デ・ リャエルモーサ住人、 月六日には、 月まで解決をみることはなかった。一三三七年三月六日~ 叔父サンチョ・ド サとともに領主ゴンサルボ・ディアスもまた、 な貨幣支出を迫られていたことは間違 大幅な増額をみた四二○○ソリドゥ ドゥエルタによる権利放棄を獲得するべく、 ル モーサで捕縛したゴンサルボ・ディアス 同年の誓約人口レンソ・ピコンが、いずれもビ ゥエルタとの紛争は事実上、一三三八 ディアゴ・ペレス・デ・ バに対して、 七日、 もっとも、 国王役人ギリェム・ サンチョ ない サンチ 後述するように、 スとい V ない。 が、 \exists ビリヤ うペ 捕縛され . 前述 ドゥエ セー ド 同 イスに、 時 チ ゥ 0 ・リャ、 エ 同 期 エ フステロ の代価と 0) ヤ た家士 八作成 ように ル ル ル 13 0 この タが タの サン 相 モ 額 ド 加 1 面 全に解決をみるにはいま少し待たなくてはならなかっ

の金銭の支払いがなかなか進まなかったので、

紛争が完

心

三四〇年一一月二五日、ゴンサルボ・ディアスは、

 \exists

ド

・ウエル

タの娘に支払うべき金銭を融

通するべ

V 0

サ た。

ン

7 ルボ

カセル公証人から二六六六ソリドゥス八デナリウ

リヤ ンサ エル モー サ住人であろうか ディアスは一三三八年二月後半 か 月 兀

とは、

権利保護の証

書

取得のために金銭を委託され

たど

IJ

サル ラー pleytos) 日に うべきところを、 きサンチョ・ することで、 つまり同人への支払い義務を帯びているということで、 の代理人引受料も、 公証人プイ・ペレス・ カ・ ボ かけてようやく、それまで「 ゴンサルボ・ディアスがサンチョ・ ・ディアスが負担することになっている。とはいえ、 ホル を繰り広げたサンチョ・ ド 権利放棄に向けて解決が図られている。 ダンおよびサウラに相当 ゥエルタの代理人をつとめ その娘ウラーカ・ 本来ならばサンチョ・ドゥ デ・セーリャに対する五○ソリドゥス ドゥエルタとの交渉に 度重なる紛争」(muytos ホル 額 0 ダンの名の たアルボカ 金銭支払 ド ゥ エル エルタが支払 アタの いを保 もとに、 この セ ル 娘 0 お

> る意象の補 ルダンおよびサウラの父サンチョ・ イ・ ŕ たドミンゴ・ エ ル 僧として四○○○ソリド ペレス モー サ住 ビ デ・セーリャと当 ダル 人ディアゴ の代理・ 人とい · ~ ゥスを支払っているの レ 蒔 · う立 リュ ス・ ド ゥエルタによる権利 セー 場 デ・セーリ で、 ウラー 住 人 ヤ カ・ホ 転じて および 放

V プ

ぐる、 ない。 との一応の合意をみたのが一三三八年三月、 ちょうど四○○○ソリドゥスになる。 額四〇〇〇ソリ 二六六六ソリドゥ 四〇〇〇ソリドゥスを三年分割した最初の一三三三ソリ 額されたペチャ四二〇〇ソリドゥスは本来ならば一三三九 はこれを二年で弁済するべく二分しているが、二分した ス八デナリウスというのは、 一三三三ソリドゥス四デナリウスという額面は三 ているかは不明である。 四 ち早く一一 聖ミカエル 前 述の デナリウスの主 ゴンサルボ・ディアスが負った負債二六六六ソリ 以上の貨幣支出 غ お b, の祝日に納付されるはずが、 〇〇ソリド ド サン . ウ ス八デナリウスを借入に頼り、 スを支払ったことにして、 一要な部分をなしてい チ が、 あるいはこうも考えられる ゥ 彐 スのみ 直接的にペチャ • いかにも半端な額面 ド ウ エ が受領され ル サンチョ タに たとす 同年三 よる 0 ってい 前述の 増 以後二年に 額と結び 権 ひとまず る。 一月の段階 ド であ 利 倍する か ように ゥ 放 Ĺ ر ک 棄 5 ル を る 年 夕 彼 ゥ ħ V め

じくアル

ボ

カセル

公証人プイ・ペレス・

デ・セーリャに、

そ 同

たって弁済することにしたというもの

本来は係累であったとおぼしい)

前述のご

0

あたりは推測の域を出ないもの

0

この

問題をめ

くり

である。

もちろ

祝日

13 \dot{O}

弁済することで合意してい

る。

同

日には

さらに、

0

人名からみて、

を翌年 を借り入

諸 'n

人の

祝日、

残る半分をその翌年

 \dot{O}

同

聖人

てお 聖

ŋ

半分の一三三三ソリドゥス四

デナリウ

ス Ź

ス

疑うべきところはないように思われる。もビリャエルモーサも異例の貨幣支出に迫られたこと自体に

ている。

それはあたかも、

事実上バロニアの

北端

(ビリャエ

サではなく羊毛の集散地となりつつあったプエルトミンガ 供せられ 買主に小麦が集中しなくなったことを意味するにすぎない 要とさせたにしろ、特定の買主がその活動をやめてしまった ゴ ボに移行したからである。 ルボの有力住人が構築した羊毛の流通回路に接続 住人と同様にビリャエルモーサ住人もまた、 で、全体でもわずかに七件と激減している。 しかに一三四○~四二年の小麦の取引件数はいささか散発的 止するわけではなかったことに留意しなくてはならない。 であって、同地住人がみずからの生産物の換金その からといって、 ・ラモン・ 時的な集中的買付を可能にした、あるいはむしろそれを必 とはいえ、 前章で検討したように、 る財が小麦から羊毛に、 以上のような喫緊の貨幣需要が デ・セーリャ父子やフォルトゥン・ナバー それはただ、ビリャエルモーサ内では特定 隣接するプエルトミンガル その市場がビリャエルモー プエルトミンガ けれども、 ۲, かに Ĺ ものを停 換金 ドミン それ ボ iд た ル 0 0

アスに、 かかわるあらゆる国王諸権利、 三四三年五月七日、 menssuratia portaticii passagii erbatici carneragii et ビリャエルモーサおよびシラットに をバルセローナ貨八〇〇〇ソリドゥスで売却 市 税、 放牧税、 国王ペド 食肉 すなわち流通税、 税、 _D 四世はゴンサルボ 家畜税 おける、 (lezde pedagi 通行税、 流通 デ 度 イ

> ろか、 関係 てない 二つの隣接する村落が長きにわたって維持してきた経済的な 盛な人的かつ物的 運搬に結びつく二次的な交通路としてコルテス・デ・アレ すなわち、(いずれもバレンシア王国からみて南から北に) 特権では、往来可能な交通路に以下の三つが挙げられている。 もっとも、 わたしたちがみてきたように、 ルトミンガルボへと通じていたわけである。それはむろん、 の最たる交通路の一つがまさしくビリャエル スからルビエロス・デ・モラまでというのがそれであ ルモーサからプエルトミンガルボまで、 ベナッサルからイグレスエラ・デル・シッドまで、ビリャエ コルテス・デ・アレノスほ 的かつ物的な交通の存在を示すものであるかのようである。 ル モーサ)から南 0 のである 所産にほかならないのであって、 むしろバロニア北端からその その二日後の五月九日にゴンサルボ・ディアスが 端 な交通網はバロニア圏内に限定されるどこ (シラット) までを貫通する、 かの住 帰属する王国も領主も違える 人に賦与した通行税の免除 北方に展開してい その原因ではけっし さらに木材と羊毛 モーサからプエ 旺 協な人 Ō

五結論

う二つの王国の政治的境界を越えて、アラゴン南部とバレンわたしたちの作業は、アラゴン王国とバレンシア王国とい

モー る じてみ にわたる経済 ガ ビリャ 近 領 合わせることによっ 年 ル 0 のそれぞれ)二つの村落の サの ボに伝 所 北 かたやアレノ Ó 見と、 ١, エ 研 部とを文字どおり地続きの の側から、 だそうとするものであ ル 究動向をふまえて、 モ 来する比 1 的 接するグダル サ 諸 ス家 従来の想定より Ó 関 て、 較的 事実上新 係 0 を 王国 豊富 バ ロニア、 とくに [はおろう な公証 あいだの Ш 出 ア つった。 史料といっ ルト・ミリ ハバランブレ 卓期 空間とみなすように 研 かたやサ か服 人登記簿 究の ヒト 0) 属する領主さえ異 希 てよい ŕ 几 薄なビ , ラゴ 世 モ 0 0) ル 紀 所 プ ス 前半を 公証 北端 1 見とを突き エ IJ カ サ ル ŕ ネ全般 大司 人登 トミン 0) \村落 うう エ ル 教

ァ

な

0

た

あっ ども、 は同 売却する売主も ぎってプエ 7 する モ ル 輩出 Ō 地 1 ボ IJ その立 0) 0 サ 0) ヤ 公証 を促 住 当 エ するまでに ル ル が 人には、 人の モー 1 わ 場 およそみら 進 ミン Ű す けても小 プエルトミンガルボ市 部には Ź サ住人は一四 面前でたびたび取引におよんで 一三二○年代を画期として大きく転換をみ になり、 ガ 同地 iv 三二〇年代には、そうした人びとに 方、 れなくなるという帰結をもたら ボ 麦の V 0 、たが、 買主 住 住 そ 人に 積 0 人と共同でみず 1世紀初 0) 係 極 累 的 なかにビ 転じて、 むしろその主力をなしたの な買 が両 場に参加し 頭 村 付を志向 以 落 来、 IJ 同 から ヤ 地 またが プ エ 0 コン .した買 たビリャ エ ル 0) 生 る。 モ ル セホ 産物 0 トミン て分 サ 主 住 成 か を エ n

IJ

場でも 用益 方、 てい どまったものと考えられ ミンガル 編 ル ば みずから を歴任した有力住人さえをも含め トミン 成 トミン かりとなり、 ビリヤ る。 権 するとそうし ガ 0 っぱら売主としてみずから ガル すな 0 購入を志 ボ ル 市 消 三二〇年代以降、 エ ボ 費の 場から ボ ル わ 市 いち、 モ を 同 場における立ち位 が補完か、 1 地 向 た傾向にますます拍 核とする地 ビリ する サ 0) わ ず 住 有力住人が一三三 ば か 人は買主としては、 ヤ なに家畜 せ かりとなり、 エ ビリヤ 域 ル V ぜ モ レ ヴェ 0 0) て、 1 置 W 調達、 自 生 + エ は 産物 前 車 プ 次 ル ル 住 ح が $\overline{\bigcirc}$ 0) エ モ 0 人 0 人は、 よう 市 0 しかも年 か 羊 (0 ル 1 か 宒 应 換金を b 場 方 サ トミン || 年 なも 面 ば コン 0 0) 住 7 0) 流 0 ゃ 人 限 プ 代に 志 供 生 14 通 ガ セ 0) 0 つき 産 工 口 ル ホ 13 ブ 向 ブ ル 路 ボ 要 エ 物 す 転 は 0 1 他 を エ Ź 市 職 ル

子であ 買い の、 に一三三七~ 住人で、 要職 利 ヤ エル かぎりとくに配慮の 益を追求するべ フ 付けるごく少数の 同 れに対して、 歴 地 モー プエルトミン 任者を輩 住 ル 他 人 卜 方は、 ウ 0) 三九年に サ公証人登記簿では 生 茁 産 まさしく同 物、 き立 ナ やや件数が劣るも したドミンゴ・ 買 は、 ガル バ 必要の 場にあり、 1 主 わ 一が現れ けても やや ボ住人は 口 である。 時 ない 時 期 . る。 小 蕳 取引主 0) ラモ 的 立場にあるが およそみら 後者は逆にそ 麦を定期 前者 13 0 シ・ 方は、 0 限定され 体は、 は 七 はまさ デ 村外 的 (\$ 同 か n ħ 四 セ L 0 地 0 て な つ それ 1] 1 0 集 ぱ 抵 るも 年 共 ナ 1] コ 中 ら ン とく 同 ヤ 的 0 同 ス 父 セ 地 ビ 0

ホ

0 住

であ

つが、 なったのである。 とはまず間違いない。 調達する必要に迫られていたのである。その最たる要因 いの矢面に立たされたことで、ますます緊急性の高 工 領主ゴンサル なかったにちが の貨幣取得が可能になる点で、 かかわらず、 ルタとのあいだで抱えた紛争の渦中で、ビリャエル もっとも、 後者による権利放棄を確たるものにするための金銭支払 全面的に貨幣納化された領主賦課租の増大にあったこ ボ・ 両者が住人の小麦を買い付ける いない。 売主の立場にある同地住人からすれ ディアスがみずからの叔 という同一 住人が直面 同地住人は要するに、 彼らの活動に本質的な違 の活動を展開してい した貨幣需要は 父サンチ (すなわち事前 緊急に貨幣を 3 る いものに バロニア モー 0 ドゥ 事前 であ 0 61 サ は

ある。

けではない。 り越えたからといって、 金に供せられる生産物がもっぱら羊毛に、その取引の場が 大きな転換があったと考えなくてはならない。 たということではない。ここには、 人がみずからの生産物を換金すること自 件数そのものもかなり散発的になるとはいえ、それは するにすぎない。たしかに一三四○~四二年には小麦の取引 あくまでも小麦が特定の買主に集中しなくなったことを意味 だが、ビリャエルモー 同地住人の生産と交換のメカニズムそのもの 少数の買主 財の取引そのものをやめてしまうわ サ住人は緊急の貨幣調達を無事に乗 0) 集中的な活動が停止したことは プエルトミンガルボ市 体を志向しなくな すなわち、 同地住 0 場

> ヴェ 積する立場から、羊毛を主軸とするみずからの生産物をプエ ように村外住人としてプエルトミンガルボ市場で生産物を集 たのである。こうして、 ルトミンガルボ市場に供給する立場に転じたことになるの ンシアを筆頭に地中海沿岸への販路に接続する、 ル ルの羊毛の の集散は 地プエルトミンガ ビリャエルモーサ住人は、 ル ボに全面 的 か に移行 つて 地 0

Ŕ とは逆のヴェクトルが同時にありえたこと、 究動向にあっても、 ゴン南部とバレンシア北部とを事実上一体とみなす近年の研 て組み込まれているのである。 毛の流通回路に、 プエルトミンガルボを核に編成された北から南へと向かう羊 は、二つの王国の政治的境界も、互いに異なる領主領の境界 業のネットワークに接続することになったのである。 をベースに、 た一四世紀前半以来の濃密な人的かつ物的 アの外、 主アレノス家に服属する南の諸村落ではなく、むしろバロニ モーサはその中核をなす村落 へという方向性ばかりが依然として重視されるなかで、 ンシア商業であれ、 したがって、アレ およそいかなる障壁をもなしていないし、そればかりか、 北のプエルトミンガルボとの地理的近接性 いまや同地を介して地中海沿岸におよぶ羊毛商 むしろ南から北へというヴェクト) 征服=入植運動であれ、 スの やはり地中海沿岸をめざして北 バロニアの北端の村落ビ の一つでありながら、 以上の所見はそれゆえ、 な類縁性 アラゴン に立 ルをもっ 同 IJ ・浸透性 そこで ヤ Ш アラ エ バ 領 ル

その意味で、

る。回路が地域レヴェルで編成されえたことを示すものなのであらゆる政治的境界を乗り越えた、まごうことなき双方向的な

- 紺(を) AMP, Concejo, doc. 10, f. 22v: Suma las liuras de los vezinos de Villafranca (sic) segunt en tres sumas de plana se demuestra seycient nueu liuras e media DC VIIII liuras mealla.
- (%) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 15, f. 28v-29 (1347, VIII, 1): Eximeno Sanpol e Johan Segura jurados en voz e en nombre del concello del Puerto damos acoblar la pecha de la villa del Puerto e de los herederos que son en la villa del Puerto e de sus terminos a vos Domingo Xulue notario e Jayme Vidal a entrances ensenble que son XX mil e CLXXIII liuras amedias de tres covebas otros que montan tres mil CCC XC VII sueldos reales las cuales ayades coblado daquia al dia de sant Martin primero vinient.
- (%) AMP, Concejo, doc. 4, f. 8v: Item recebi de Johan Moreta jurado della pecha quel quoge de los herederos de Mosqueruela e de Linares C sueldos.
- (S) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 2, f. 10v(1312, VI, 19), 10v (1312, VI, 19).
- (ज) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 2, f. 22 (1312 XII, 3).
- (%) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 34, f. 7 (1315 IV, 18), 12 (1315, V, 5).

- AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 35, f. 11v (1312, VI, 26).
- AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 3, f. (1318, XI, 8), 23v (1318, XI, 8), 24 (1318, XI, 8).
- 拙著『辺境の生成』 三一四―三一八頁。

95

94

93

- (96) 同上書、二九九—三一四頁。
- AMP, Documentación notarial. Protocolo, doc. 1, f. 1v (1312, III, 17), 1v (1312, III, 17), 1v (1312, III, 17), 1v (1312, III, 17), 2 (1312, III, 17), 2 (1312, III, 17), 2 (1312, III, 18), 2v (1312, III, 20), 2v (1312, III, 20), doc. 2, f. 22v (1312, XII, 8), 23 (1312, XII, 10), 23v (1312, XII, 11), 28v (1313, I, 3); Judiciario, doc. 34, f. 1 (1315, III, 26), 48 (1316, I, 19), 49 (1316, I, 26), 56 (1316, III, 14).
- (%) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 3, f. 28v (1318, XI, 24), 29 (1318, XI, 26), 39v (1319, I 8), 39v (1319, I, 11).
 (%) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 61, f. 13v
- (334, V, 6), 18v (1334, V, 23), doc. 63, f. 9 (1334, XII, 8), 9v (1334, XII, 8-13), 17 (1334, XII, 27-30), 18 (1335, I, 2), 27 (1335, I, 22), 28 (1335, I, 23).

 (2) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 29

24). さらに、ここに一三一八~三〇年に現れるモスケルエラ

(1337, XII, 7), 32v (1337, XII, 19), 49v (1338, IV, 7), 64 (1338, X,

しれない。AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 3, f

31 (1318, XII, 2), doc. 7, f. 19-19v (1330, VII, 5).

Alvaro Estevan veçino de Vila Fermosa: AMP,

Documentación notarial, Protocolo, doc. 2, f. 18 (1312, XI, 17),

- 19 (1312, XI, 19); Judiciario, doc. 39, f. 16 (1313, I, 17), 16 (1313, I, 18), 16 (1313, I, 18), doc. 36, f. 12v (1316, XII, 5), 12v-13 (1316, XII, 5), 13 (1316, XII, 5), 13v (1316, XII, 6; Alvaro Estevan fillo de Alvaro Estevan); Protocolo, doc. 5, f. 17v (1319, XII, 15); Alvaro Estevan veçino en el Puerto: Judiciario, doc. 43, f. 5v-6 (1320, III, 14), 9v (1320, IV, 2), 10-10v (1320, IV, 3), doc. 48, f. 3-3v (1322, IV, 18), 3v-4 (1322, IV, 18), 4 (1322, IV, 18), 9v (1325, V, 2).
- III) AMP. Documentación notarial, Judiciario, doc. 61,
- (\(\exists)\) AMP, Documentaci\(\overline{\pi}\) notarial, Judiciario, doc. 68, f. 33v (1337, XII, 27), 58v (1338, VII, 7), 112 (1341, X, 24).
- (三) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 43, f. 9-9v (1320, IV, 19), doc. 48, f. 6v (1322, IV, 24); Protocolo, doc. 13, f. 25v (1343, XII, 18), doc. 15, f. 38-38v (1347, IX, 3).
- (≦) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334,
 V, 16), 7 (1334, VIII, 25), doc. 15, f. 25v-26 (1347, VII, 25), 26

- (1347, VII, 26), 44v-45 (1347, IX, 20).
- (≦) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 7, f. 22v (1330, VIII, 20).
- (\(\)\) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 61, f. 1v (1334, IV), 2v (1334, IV, 20), 3v (1334, IV, 20), 4 (1334, IV, 20), 4 (1334, IV, 20), 5 (1334, IV, 22), 5v (1334, IV, 25), 6v (1334, IV, 2), 11v (1334, V, 6), 11v (1334, V, 6), 14v (1334, V, 9), 17v (1334, V, 17), 18 (1334, V, 17).
- (室) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 56, f. 3 (1331, III, 27), 4v (1331, IV, 2), 4v (1331, IV, 7).
- (≦) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 56, f. 10v (1331, IV, 20), f. 11 (1331, IV, 20).
- (≦) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 48 f. 1v (1322, IV, 13).
- (三) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 49, f. 7 (1325, V. 2).
- (至) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 13, f. 7 (1343, XI, 12).
- (\(\exists)\) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 61, f. 10 (1334, V, 3).
- (≅) AMP, Documentación notarial. Judiciario, doc. 56, f. 10v-11 (1331, IV, 20).
- (当) AVJI, doc. no. 367 (1331, III, 15): sindici et jurati de Villafermosa; justicia e sindichs e procuradors de la universitat de Vilafermosa.
- 人ギリェム・フステロが城塞ビリャマレーファに赴き、サン(116) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f, 40

チョ・ドゥエルタの妻シビラ・ビリャノーバに対して、サンチョ・ドゥエルタがビリャエルモーサで捕縛したゴンサルボ・ディアスの家士を解放せよとの国王命令を下している。ディアスの家士を解放せよとの国王命令を下している。ディアスの家士を解放せよとの国王命令を下している。ディアスの家士を解放せよとの国王命令を下している。ボイアスがサンチョ・ドゥエルタの娘ウラーカ・ホルダンおよびサウラに相当額の金銭支払いを保証することで解決が図られている。AMP、Documentación notarial、Judiciario、doc. 68, f. 36v (1338, II、16 - III、14).

- (巨) AMP, Documentación notarial. Judiciario, doc. 49, f. 7 (1325, V, 2).
- (至) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 112v (1341, XI, 3).
- (≅) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 78 (1339, VII, 19).
- (20) 拙著『辺境の生成』三二八―三四一頁。
- (国) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 13, f. 19v
 (1343, XII, 6).
 (国) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 15, f. 14v
- (3) AMF, Documentación notarial, Frotocolo, doc. 13, f. 14v (1347, VI, 25).

 (3) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 8v
- (1337, III, 6 IV, 6), 15 (1337, V, 15). (蓋) AMP. Documentación notarial, Protocolo, doc. 15, f. 46 (1347, IX, 30).
- (털) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334,

- V. 16), 7 (1334, VIII, 25), doc. 15, f. 25v-26 (1347, VII, 25), 26 (1347, VII, 26), 38-38v (1347, IX, 3), 44v-45 (1347, IX, 20).
- (떨) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334 V, 16).
- (运) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68 (1337-1342).
- (図) ただ、当該公証人登記簿で同地の公証人として言及されるのはもっぱら取引主体として登場するアルナウ・マグロンののはもっぱら取引主体として登場するアルナウ・マグロンのf. 50v (1338, IV, 25), 119v (1341, XI, 18).
- AVJI, doc. no. 385 (1317, VIII, 8)

- (3) AVJI, doc. no. 384 (1317, VIII, 21).
- 131 47, 48, 51 (1362); Domingo Cap de Bou notario publico de senyor compte de Ribagorça e de Denia) といった肩書が用 no. 106 (1364, V, 30) Çucayna...: ARV, Maestre Racional, Apocas en pergamino Arenoso: ARV, Maestre Racional, Apocas en pergamino, no Domingo Catalan notario publico por tada la baronya de がどこであれ)バロニア全体におよんだようである。 いられており、その任命権者は領主、業務の範囲は(居住地 Cucayna e per tota la baronia de Arenoso por actoridad del アをつうじて、 およびデニア伯(アルフォンソ)によりアレノスの全バロニ publico por toda la baronya de Arenoso) とか「リバゴルサ 公証人は「アレノスのバロニア全体の公証人」(notario フォンソの親王領の一部をなした一四世紀後半の証書でも、 AVJI, doc. no. 383 (1318, IV, 8). なお、ガンディア大公アル スカイナの公証人」(notario publico de
- (≅) ACA, Real Cancillería, registro 57, f. 231v (1285, X, 19).

- 133 ACA, Real Cancillería, registro 85, f. 119 (1291, III, 20)
- 134 (1341, II, 4), 123v (1341, XII, 6). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 95v
- 135 (1337, IX, 4), 55v (1338, V-VI), 62 (1338, X, 11), 73v (1339, IV AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 21v-22
- 広く知られる教会十分の一税の領主取得分三分の一(terç-7), 74-74v (1339, IV, 20), 86 (1340, IV, 22), 96v-97 (1341, II, 26) 120v (1341, XI, 22). なお、「三分の一」は、バレンシア王国で

delme)に由来するものと目されるが、ここでは全面的に貨

幣納化されている。

- 136 68, f. 15 (1337, V, 15), 73 (1339, IV, 2). たとえば、AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc
- 137 AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 104v
- 138 61, f. 5v (1334, IV, 25) (1338, II, 15); AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 36
- 139 IV, 22), 48 (1338, III, 18), 54 (1338, V, 1), 66v (1338, XI, 2). AMP, Documentación notatial, Judiciario, doc. 68, f. 8 (1337
- 141 140 II, 28-29) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 6 (1333 AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 61, f. 10
- して知られる)一三三三年のカイースあたり四〇ソリドゥス タルーニャでは食糧危機にみまわれて「最初の悪しき年」と プエルトミンガルボにおける小麦価格は不明であるが、(カ リドゥスという所見が得られるのみである。これと同時期の る小麦価格は、一三三七年四~五月にカイースあたり三四ソ (1334, V, 3), 18v (1334, V, 20). なお、ビリャエルモーサにおけ

- 142 ス代前半で推移していたものと考えてよさそうである。 となっているので、ビリャエルモーサと同様に三〇ソリドゥ 三三ソリドゥス、ややとんで一三四七年には三四ソリドゥス をピークとして、一三三四年にはここにもあるように三〇~ AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 26v
- (1337, X, 26). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 41

143

- (1338, III, 16). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 49
- 145 144 (1338, IV, 6). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 64v
- 146 (1338, XII, 19). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 70v

(1338, XI, 1).

- 147 VII, 10). AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 9 (1334
- 148 AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334)
- 149 (1340, XI, 11). AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 10, f. 12-12v
- 150 (1331, IV, 20). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 56, f. 10-10v
- 151 (1337, IV, 22), 71v (1339, I, 25); Protocolo, doc. 8, f. 7 (1334, V AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 10
- (1337, V, 2), doc. 61, f. 10v (1334, V, 3). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 11
- AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 30

153

- IV, 20), 11 (1331, IV, 20); Protocolo, doc. 13, f. 7 (1343, XI, 12) (1337, XII, 15), 32 (1337, XII, 16), 35v (1338, I, 26), 63 (1338, X 14), 63v (1338, X, 20), 83v (1339, XII, 2), doc. 56, f. 10v (1331,
- 154 (1337, XII, 22), 48 (1338, III, 29), 55v (1338, V, 1-4), doc. 61, f 11v (1334, V, 6); Protocolo, doc. 15, f. 26 (1347, VII, 26) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 33
- 155 (1338, II, 16), doc. 61, f. 16v (1334, V, 13). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 36v
- 156 (1334, IV, 20) (1338, IV, 6), 112 (1341, X, 24), 134 (1342, XI, 15), doc. 61, f. 2v AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 48v
- 157 (1338, IV, 7), 62 (1338, X, 12), doc. 61, f. 10 (1334, V, 3). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 49
- 159 158 doc. 61, f. 5v (1334, IV, 25). (1337, X, 24); Protocolo, doc. 7, f. 4v (1330, V, 29); Judiciario AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 26
- 160 (1337, V, 13). IV, 25), 11 (1337, IV, 29), 11 (1337, V, 2), 12 (1337, V, 8), 14v (1337, IV, 22), 10 (1337, IV, 22), 10v (1337, IV, 22), 10v (1337 IV, 6), 9 (1337, IV, 7), 9v (1337, IV, 18), 9v (1337, IV, 22), 10 (1333, XI, 21-28); Judiciario, doc. 56, f. 11v (1331, IV, 21). (1341, X, 22); Protocolo, doc. 7, f. 7v (1330, VI, 3), doc. 8, f. 3v AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 9 (1337 AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 112
- <u>161</u> 32-32v (1337, XII, 16), 32v-33 (1337, XII, 19), 33 (1337, XII, 21) XII, 7), 29v (1337, XII, 8), 31v (1337, XII, 16), 32 (1337, XII, 16) (1337, IX, 8), 24v-25 (1337, IX, 11), 25v (1337, IX, 11), 29 (1337 AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 22

- (1338, IV, 1), 48v (1338, IV, 5), 48v-49 (1338, IV, 6), 49 (1338, II, 1), 36v (1338, II, 16), 46 (1338, III, 22), 48 (1338, III, 29), 48 33-33v (1337, XII, 22), 35 (1338, I, 18), 35v (1338, I, 26), 36 (1338, (1338, V, 1), 54 (1338, V, 1), 54v (1338, V, 1), 55v (1338, V). IV, 6), 49 (1338, IV, 7), 49v (1338, IV, 7), 50v (1338, IV, 23), 53v
- (1337, XII, 6). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 28

162

163 (1338, III, 15).AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f.

40

- 164 (1338, VI, 20) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 57
- 165 24), 67 (1338, XI, 6), 69 (1338, XI, 16), 69v (1338, XII, 2), 70 (1338, X, 12), 63v (1338, X, 20), 64 (1338, X, 24), 64v (1338, X, 10), 71v (1339, I, 25) (1338, XII, 18), 70v (1338, XII, 19), 71 (1339, I, 5), 71 (1338, I, AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 62
- 167 166 29), 82v (1339, XI, 30), 83 (1339, XI, 30), 83 (1339, XI, 30), 83v (1339, X, 23), 82 (1339, XI, 16), 82 (1339, XI, 25), 82v (1339, XI, (1339, XII, 2), 83v-84 (1339, XII, 2), AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 81v AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 85
- 168 (1340, III, 26 - IV). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68 , f. 89
- 169 (1341, XII, 5). AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 123

(1340, XI, 3).

(1341, XII, 4) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 122 45

- (\(\mathbb{E}\)) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 26 (1337, X, 24), 26v (1337, X, 26), 26v (1337, XI, 3), 27 (1337, XI, 3), 29 (1337, XII, 7), 29 (1337, XII, 8), 30 (1337, XII, 15), 32v (1337, XII, 18), 34v (1338, I, 18), 35 (1338, I, 18), 48 (1338, III, 29), 62 (1338, X, 12), 63 (1338, X, 14), 63 (1338, X, 12), 63v (1338, X, 18), 64v (1338, XI, 1), 64v (1338, XI, 1), 66 (1338, XI, 2).
- (E) AMP, Documentción notarial, Judiciario, doc. 68, f. 112
 (1341, X, 24), 112v (1341, X, 24), 115 (1341, XI, 4), 115v (1341, XI, 4), 115v (1341, XI, 4).
- (E) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 72v (1339, III, 20): Gonçalvo Diaç senyor d'Arenosso aver ovidos e recebidos de vos don Domingo Fustero e Estevan Just jurados de Villa Fermosa absentes mil C sueldos reyales de aquellos quatro mil CC sueldos de pecha que nos por el concello e universidat de Vila Fermosa a mi pagar e dar devedes en la primera fiesta de sant Miguel del mes de setienbre, XX dias de março.
- (≦) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 15, f. 28v-29 (1347, VIII, 1).
- 主・国家①」五二―五三頁、「同②」二六―三一頁。(17) 拙稿「一四世紀中葉アラゴン南部における村落共同体・領
- (室) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 8 (1337, III, 6 IV, 6).

- (至) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f, 28v (1337, XII, 6-7).
- (፷) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f, 36v(1338, II, 16 III, 14), 40 (1338, III, 14).
- (፷) AMP, Documentación notarial, Judiciario, doc. 68, f. 91(1340, XI, 25), 91 (1340, XI, 25).
- (至) ACA, Real Cancillería, registro 990, f. 126, (126v y 127: blanc), 127v, 128: universsa jura que homines et universitates locorum nostrorum de Vilaffermosa et de Çirat situatos in regno Valentie et singulares ex eis tam christiani quam sarraceni presentes pariter et futuri nobis seu officialibus nostris tenient soluent in omnibus et singularis locis regnorum et tenientes nostrarum que hodie habemus seu tenemus et in antea dante dicto nos vel nostri atquiremus quocumque titulo uel atquiere poterimus ubicumque sint et quocumque tam per terras per mare et quamlibus aqua dulce none cuiscumque lezde pedagii penssi menssuratia portaticii passagii erbatici carneragii et cabezagii.
- (図) AHPZ, Casa Ducal de Híjar, Sala 1ª, Legajo 125, no 53 (sin fecha); C. Villanueva Morte, Litigios en el proceso de deslinde y amojonamiento entre los términos de Villahermosa del Río y Cortes de Arenoso en el último cuarto del siglo XV, Estudis castellonencs, no. 10, 2003-2005, p. 9, 当該文書そのものは年代が付されておらず、一五世紀第4四半期のコルテス・デ・アレノスとビリャエルモーサとの境界紛争の渦中で、前者の諸権利を証明する証書や覚書の集成となっていて、そのなかに一三四三年五月九日の件の免除

(広島大学大学院人間社会科学研究科)